

清水赤十字訪問看護ステーション利用料金表

《介護保険法による利用料金》

内容	金 額
法廷代理受領サービス分（通常の場合）	厚生大臣が定める基準による額の 1 割・2 割・3 割
法廷代理受領サービス以外（居宅サービス計画の見届け、 支給限度を超える分、保健料滞納の場合等）	厚生大臣が定める基準による額 (全額)

サービス内容	算定項目	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護Ⅰ 2	30 分未満	介護 471 単位	471 円	942 円	1,413 円
		予防 451 単位	451 円	902 円	1,353 円
訪問看護Ⅰ 3	30 分以上 1 時間未満	介護 823 単位	823 円	1,646 円	2,469 円
		予防 794 単位	794 円	1,588 円	2,382 円
訪問看護Ⅰ 4	1 時間以上 90 分未満	介護 1,128 単位	1,128 円	2,256 円	3,384 円
		予防 1,090 単位	1,090 円	2,180 円	3,270 円
特別管理加算（Ⅰ）	カテーテル管理等	500 単位	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素・人工肛門等	250 単位	250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算	Ⅰ 4 の後	300 単位	300 円	600 円	900 円
サービス提供体制強化加算	1 回につき	6 単位	6 円	12 円	18 円
複数名訪問加算 （Ⅰ）看護師等との訪問	30 分未満	254 単位	254 円	508 円	762 円
	30 分以上	402 単位	402 円	804 円	1,206 円
新規初回加算（Ⅰ）	退院日訪問	350 単位	350 円	700 円	1,050 円
新規初回加算（Ⅱ）	退院翌日以降訪問	300 単位	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算		600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円
中山間地域等サービス提供加算		5 %	豪雪地域 過疎地域自立促進特別措置の場所 通常の実施地域外（新得町）		

◆ ◆保険外料金◆ ◆

交通費（中山間地域の対象者以外）	1 回の訪問 片道おおむね 50 km 未満	1,500 円
	1 回の訪問 片道おおむね 50km 以上	2,500 円
キャンセル料	前日まで	無料
（やむを得ない事情は除く）	当日	自己負担分の 30 % 上限 1,000 円
永眠時の処置料		10,000 円
衛生材料・医療材料・おむつなど		自費
公共交通機関（ハイヤーなど）		実費

介護保険での訪問看護サービスにかかる加算

<病状や訪問状況、指導等により加算されます>

□長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、訪問看護の所要時間が1時間以上1時間30分未満の訪問看護に、引き続き訪問看護をおこなう場合に加算します。

□複数名訪問看護加算

下記の該当となる利用者に、同時に複数の看護師等が訪問看護を行ったときに加算されます。

1. 利用者の身体的理由（体重が重いなど）で1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合
2. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められる者
3. その他利用者の状態から判断して、1又は2に準ずると認められる場合

□初回加算

利用者が過去2月間（暦月）において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護も含む）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成し、初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算されます。「介護予防→要介護」、「要介護→介護予防」に変更の場合にも算定されます。

退院時共同指導加算を算定する場合は算定できません。

- （1）初回加算（Ⅰ） 退院日に訪問した場合
 - （2）初回加算（Ⅱ） 退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合
- ただし、ⅠもしくはⅡのどちらかしか算定できません。

□退院時共同指導加算（初回加算との併用は不可）

退院または介護老人保健施設の退所にあたって、訪問看護師が入院・入所先に出向き、在宅療養生活について医師または看護師等と共同して指導（文書による提供の義務はなくなりました）を行った場合、退院、退所後の初回の訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

*以下の加算は支給限度額に含まれない加算です

□サービス提供体制強化加算

以下の基準に適合しているとして2021年4月～算定します

1. 勤続年数7年以上または3年以上の職員を30%以上（常勤換算）配置している。
7年以上＝6単位/1回 3年以上＝3単位/1回

2. 看護師等ごとに研修計画を作成し、該当計画に従い研修（外部における研修を含む）を実施または実施予定
3. 利用者に関する情報、もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達、または看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的（1ヶ月に1回程度）開催
4. すべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に（少なくとも年1回）実施

□特別管理加算（Ⅰ）500 単位/月 支給限度額管理の**対象外**の加算になります。

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態

□特別管理加算（Ⅱ）250 単位/月

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人口膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態 ①NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度 ②DESIGN-R 分類 D3, D4, D5
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

□中山間地域等サービス提供加算（清水町は除く）

運営規定によって定められている「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者に対してサービスを提供する際に、（基本報酬）の **5%** が算定されます。